

新見市教育委員会 1月定例会 会議録 【 公 開 用 】

1 日 時 令和5年1月18日(水) 午後3時30分から

2 場 所 新見市役所南庁舎 1階会議室1C

3 出席委員の職・氏名

教 育 長	正 村 政 則
職務代理者	松 井 健 一
委 員	溝 尾 妙 子
委 員	長 谷 川 綾
委 員	三 上 ゆ み

4 欠席委員の職・氏名 なし

5 説明のため出席した者の職・氏名

教育部長	小 林 保
教育総務課長	田 中 隆 博
学校教育課長	黒 川 一 豊 海
生涯学習課長	木 下 正 雄
教育総務課庶務係長	真 壁 恒 子

6 記 録

午後3時30分 着 席

(令和5年1月18日(水) 午後3時30分から午後4時19分)

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 前会会議録の承認

田中課長 (新見市教育委員会12月定例会会議録により、前会会議録の承認、議案3件、協議・報告5件等について説明を行う。)

正村教育長 前会会議録は承認と決し、次に教育長報告に移ります。

4 教育長報告

正村教育長 (前会の教育委員会以降の主な行事、会議等について報告を行う。)

それでは、事務局報告をお願いします。

5 事務局報告

各事務局員 (教育部長、生涯学習課長、学校教育課長、教育総務課長の順に報告を行う。)

正村教育長 それでは、「6 議事」に移ります。
「議第1号」の説明をお願いします。

6 議 事

議第1号 指定学校変更申請の承認について

黒川課長 議第1号 指定学校変更申請の承認について説明させていただきます。資料をご覧ください。No1の方は、現中学校区から別の中学校区に転居されましたが、現在中学3年生ということで、卒業まで現中学校への通学を希望されております。前会の定例教育委員会後に申請がなされましたので、本日の審議結果を待つことなく、処理させていただいておりますことをお知りおきいただいた上で、ご審議のほどお願いいたします。以上です。

正村教育長 委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。

各委員 (無しの声)

正村教育長 無いようですので、議第1号は承認とします。
次に、「議第2号」の説明をお願いします。

議第2号 新見市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の

一部を改正する条例について

黒川課長

議第2号 新見市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。資料をご覧ください。これは、児童福祉法の一部を改正する法律が、今般可決・成立したことに伴い、本市における条例の一部を改正するものであります。具体的な内容は、資料3ページの新旧対照表をご覧ください。第6条の放課後児童健全育成事業者の非常災害対策に、安全計画の策定等を加え、放課後児童クラブにおいても、安全計画を策定し、利用する児童に対して指導をおこなったり、職員の研修及び訓練をおこなったりすることを義務付けております。また、第12条の虐待等の禁止に、業務継続計画の策定等を加え、感染症や非常災害の発生時においても、早期に業務が再開できるよう、クラブごとに業務継続計画を策定し、必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととしました。さらに、第13条の衛生管理には、クラブ内において感染症または食中毒が発生した、またはまん延しないように必要な措置を講ずることに、職員の研修及び定期的な訓練を実施することを加えました。なお、附則の経過措置には、令和5年3月31日までの間に適用すると定めた期間を、新型コロナウイルス感染症のまん延等により、予定どおり研修を修了することができない支援員が多いことから、令和8年3月31日まで、3年間延長することといたしました。この条例の一部を改正する条例については、施行日を令和5年4月1日とし、3月市議会定例会に改正議案として提出させていただくことにしております。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

正村教育長

委員の皆様から何かご質問がありますでしょうか。

各委員

(無しの声)

正村教育長

無いようですので、議第2号は承認とします。
次に、「議第3号」の説明をお願いします。

議第3号 新見市立学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例について

田中課長

議第3号 新見市立学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。大佐学校給食共同調理場及び哲西学校給食共同調理場につきましては、学校給食調理施設の統合計画に基づきまして、本年4月から新見市学校給食センター「にいみ〜る」に統合する予定でございます。それに伴い、条例改正をおこなうものです。これによりまして、学校給食調理業務はすべてが「にいみ〜る」に統合し、食数が約2,000食となります。資料の2ページ、新旧対照表をご覧ください。第2条で、施設の名称、位置を表記しており

ますが、その中で、大佐及び哲西の共同調理場を削除しております。第3条ですが、学校給食施設が1施設であることに伴い、条文の体裁を整えております。第5条はあわせて文言の整理をおこなっております。施行は令和5年4月1日からとなります。今後につきましては、3月定例市議会に上程をさせていただこうと考えております。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

正村教育長

委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。

三上委員

運営委員会というのはどういう人達で運営されているんですか。

田中課長

学校給食共同調理場運営委員会は、作る立場の人、学校長、保護者の代表の方に、調理場の運営に関する重要な事項を審議していただきます。主な業務としては、この運営委員会の中で、給食費の金額を決定するという事になっております。

三上委員

委員会から運営委員会に変わっているので、何か体制が変わったのかと思いました。

田中課長

体制は変わっていないんですけども、例規の中で使い方を統一させていただいているという状況です。

三上委員

わかりました。

正村教育長

外に委員の皆様から何かご質疑がありますか。

各委員

(無しの声)

正村教育長

無いようですので、議第3号は承認とします。

松井職務代理者

ちょっといいでしょうか。この改正のことについてはではないんですが、大佐と哲西が無くなって、「にいみ〜る」からかなり距離があるので、例えば、温かいものが温かいとか、そういったことについて、受け入れ先の設備の改良などもあるんですか。

田中課長

まず、受け入れ施設の改修ですが、配送車が行って、受け取りはスムーズにということで、そういった改修は令和4年度中にさせていただいております。それから、先ほど言われたように、距離があり、時間がかかるということで、温かいものの状態、冷たいものの状態ですけども、一番遠いところで約50分かかります。最初の計画でそういった問題も考慮しまして、二重食缶になっておりまして、1時間

少々経っても、熱々のまま届いているという状況です。そういった温度管理は大丈夫と考えております。以上です。

松井職務代理人

了解しました。

正村教育長

それでは、次に、「協第1号」の説明をお願いします。

協第1号 令和4年度卒業式・令和5年度入学式の対応について

黒川課長

協第1号 令和4年度卒業式・令和5年度入学式の対応について説明させていただきます。資料をご覧ください。ここ3年間、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、市内小中学校の卒業式及び入学式に、教育委員会及び市関係者が出席することを控えておりましたが、再び従前の形に戻させていただくことにいたしました。資料1ページに卒業式、資料2ページに入学式、それぞれの日にか及び委員の方々に出席いただく学校の割り当てを記載しております。市関係出席者の欄は市長部局が調整の上、お名前が入ることになっております。委員の方々には、小学校及び中学校の卒業式・入学式に出席いただくため、おひとりにつき4か所お名前を入れさせていただきました。同じ学校に行くことがないように、また、委員の方にゆかりのある学校になるよう配慮したつもりではありますが、この学校に行きたい、この学校は遠慮したい等ございましたら、この場でお聞かせください。なお、小学校の入学式については、学校数が多いため、以前から教育委員会関係者と市関係者が隔年で出席することになっております。ご確認いただいて、ご意見をいただければと思います。

正村教育長

なお、来賓について、お呼びするとか、人数を絞るとかについては、各学校にお任せしようと思います。

溝尾委員

卒業式の日程は、全学校一緒ではないんですね。

黒川課長

小学校でいいますと、3月22日におこなう学校が圧倒的に多いんですが、井倉小学校と萬歳小学校については、閉校がありますので、早いですが3月15日です。

溝尾委員

わかりました。

黒川課長

式当日の服装は、黒の略礼服で、男性は白ネクタイ着用となります。祝辞など詳細につきましては、別途お伝えすることとしております。次会の定例会の際に、出席者一覧表の完成版を配付させていただくとともに、代読いただく「教育長メッセージ」をお渡しすることにして

おります。どうぞよろしく申し上げます。

正村教育長

委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。

各委員

(無しの声)

正村教育長

無いようですので、以上で議事を終了します。

7 閉 会

正村教育長

1月定例教育委員会をこれで閉会します。
長時間ありがとうございました。

(閉会時刻)

(午後4時19分)